

## 審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

## D-2 フェリチン

《平成24年1月26日新規》

《令和元年8月29日更新》

《令和2年9月8日更新》

《令和3年2月26日更新》

### 取扱い

原則として、鉄欠乏性貧血の疑い病名に対するD007の26 フェリチン半定量又はフェリチン定量の算定は認められる。

### 取扱いの根拠

フェリチンは肝、脾、小腸粘膜などに含まれる鉄蛋白質で血液中に微量に存在し、体内貯蔵鉄の量を反映する。

鉄欠乏性貧血では、早期よりフェリチンが低下するためその診断に有用である。

【国保】

## D-5 心電図検査

《平成24年1月26日新規》

《令和元年8月29日更新》

《令和3年2月26日更新》

### 取扱い

原則として、上部消化管内視鏡検査時（鎮静目的の薬剤を使用している場合）において心電図検査の算定要件を満たさない場合は、当該検査の算定は認められない。

### 取扱いの根拠

鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等での患者の全身状態の把握を行うことが通知にて示されているが、平成28年3月31日付医療課事務連絡にて、内視鏡検査を実施する際の当該検査については、算定要件を満たしている場合に算定できる旨が通知されており、基礎疾患がない場合などは当該検査は認められない。

【国保】

## D-7 経皮的動脈血酸素飽和度測定

《平成24年1月26日新規》

《令和元年8月29日更新》

《令和3年2月26日更新》

### 取扱い

原則として、上部消化管内視鏡検査時（鎮静目的の薬剤を使用していない場合）において経皮的動脈血酸素飽和度測定の算定要件を満たさない場合は、当該検査の算定は認められない。

### 取扱いの根拠

鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等での患者の全身状態の把握を行うことが通知にて示されているが、平成28年3月31日付医療課事務連絡にて、内視鏡検査を実施する際の当該検査については、算定要件を満たしている場合に算定できる旨が通知されており、基礎疾患がない場合などは当該検査は認められない。

【国保】

## D-8 心電図検査

《平成24年1月26日新規》

《令和元年8月29日更新》

《令和3年2月26日更新》

### 取扱い

原則として、上部消化管内視鏡検査時（鎮静目的の薬剤を使用していない場合）において心電図検査の算定要件を満たさない場合は、当該検査の算定は認められない。

### 取扱いの根拠

鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等での患者の全身状態の把握を行うことが通知にて示されているが、平成28年3月31日付医療課事務連絡にて、内視鏡検査を実施する際の当該検査については、算定要件を満たしている場合に算定できる旨が通知されており、基礎疾患がない場合などは当該検査は認められない。

【国保】

## D-9 呼吸心拍監視

《平成24年1月26日新規》

《令和元年8月29日更新》

《令和3年2月26日更新》

### 取扱い

原則として、上部消化管内視鏡検査時（鎮静目的の薬剤を使用していない場合）において呼吸心拍監視の算定要件を満たさない場合は、当該検査の算定は認められない。

### 取扱いの根拠

鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等での患者の全身状態の把握を行うことが通知にて示されているが、平成28年3月31日付医療課事務連絡にて、内視鏡検査を実施する際の当該検査については、算定要件を満たしている場合に算定できる旨が通知されており、基礎疾患がない場合などは当該検査は認められない。

【国保】

## D-11 心電図検査

《平成24年1月26日新規》

《令和元年8月29日更新》

《令和3年2月26日更新》

### 取扱い

原則として、下部消化管内視鏡検査時（鎮静目的の薬剤を使用している場合）において心電図検査の算定要件を満たさない場合は、当該検査の算定は認められない。

### 取扱いの根拠

鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等での患者の全身状態の把握を行うことが通知にて示されているが、平成28年3月31日付医療課事務連絡にて、内視鏡検査を実施する際の当該検査については、算定要件を満たしている場合に算定できる旨が通知されており、基礎疾患がない場合などは当該検査は認められない。

【国保】

## D-13 経皮的動脈血酸素飽和度測定

《平成24年1月26日新規》

《令和元年8月29日更新》

《令和3年2月26日更新》

### 取扱い

原則として、下部消化管内視鏡検査時（鎮静目的の薬剤を使用していない場合）において経皮的動脈血酸素飽和度測定の算定要件を満たさない場合は、当該検査の算定は認められない。

### 取扱いの根拠

鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等での患者の全身状態の把握を行うことが通知にて示されているが、平成28年3月31日付医療課事務連絡にて、内視鏡検査を実施する際の当該検査については、算定要件を満たしている場合に算定できる旨が通知されており、基礎疾患がない場合などは当該検査は認められない。



【国保】

## D-14 心電図検査

《平成24年1月26日新規》

《令和元年8月29日更新》

《令和3年2月26日更新》

### 取扱い

原則として、下部消化管内視鏡検査時（鎮静目的の薬剤を使用していない場合）において心電図検査の算定要件を満たさない場合は、当該検査の算定は認められない。

### 取扱いの根拠

鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等での患者の全身状態の把握を行うことが通知にて示されているが、平成28年3月31日付医療課事務連絡にて、内視鏡検査を実施する際の当該検査については、算定要件を満たしている場合に算定できる旨が通知されており、基礎疾患がない場合などは当該検査は認められない。

【国保】

## D-15 呼吸心拍監視

《平成24年1月26日新規》

《令和元年8月29日更新》

《令和3年2月26日更新》

### 取扱い

原則として、下部消化管内視鏡検査時（鎮静目的の薬剤を使用していない場合）において呼吸心拍監視の算定要件を満たさない場合は、当該検査の算定は認められない。

### 取扱いの根拠

鎮静下に内視鏡検査を実施する場合には、モニター等での患者の全身状態の把握を行うことが通知にて示されているが、平成28年3月31日付医療課事務連絡にて、内視鏡検査を実施する際の当該検査については、算定要件を満たしている場合に算定できる旨が通知されており、基礎疾患がない場合などは当該検査は認められない。

【国保】

## D-19 超音波検査

《平成27年2月5日新規》

《令和元年8月29日更新》

《令和3年2月26日更新》

### 取扱い

原則として、単なる挫傷に対する局所診断を目的とした超音波検査は認められない。

### 取扱いの根拠

単なる「挫傷」に対する超音波検査の算定は、挫傷局所の診断検査としては一般的ではない。なお、「単なる挫傷」とは「部位や併存症または合併症（疑い病名を含む）などの傷病名記載のない挫傷」のことをいう。

【国保】

## D-21 輸血

《平成29年2月2日新規》

《令和元年8月29日更新》

《令和3年2月26日更新》

### 取扱い

血小板製剤のみの輸血に対し、血液交叉試験の算定は認められない。

### 取扱いの根拠

原則として、患者のA B O血液型と同型の血小板濃厚液が使用されること、また、現在供給されている血小板濃厚液は赤血球をほとんど含まないので、交差適合試験を省略してもよい。

【国保】

## D-22 輸血

《平成29年2月2日新規》

《令和元年8月29日更新》

《令和3年2月26日更新》

### 取扱い

血小板製剤のみの輸血に対し、間接クームス検査は認められない。

### 取扱いの根拠

現在供給されている血小板濃厚液は赤血球（患者血中抗体の標的）をほとんど含まないので、間接クームスは適当とは認められない。

【国保】

## D-23 輸血

《平成29年2月2日新規》

《令和元年8月29日更新》

《令和3年2月26日更新》

### 取扱い

血小板製剤のみの輸血に対し、不規則抗体検査は認められない。

### 取扱いの根拠

現在供給されている血小板濃厚液は赤血球（不規則抗体の標的）をほとんど含まないので、不規則抗体は適当とは認められない。

【国保】

## F-6 フオイパン錠

《平成25年2月1日新規》

《令和元年8月29日更新》

《令和3年2月26日更新》

### 取扱い

原則として、逆流性食道炎の傷病名のみでフオイパン錠の投与は認められない。

### 取扱いの根拠

胃切除（胃全摘、噴門側又は幽門側胃切除、胃管再建など）術後は、十二指腸液の逆流によるアルカリ性食道炎をきたすが、フオイパン錠の有用性は、この十二指腸液のトリプシン等、蛋白分解酵素の阻害作用にある。一方、胃切除を伴わない逆流性食道炎は胃酸の逆流によるものである。両者の病態、治療法は全く異なることから、術後かどうかは明確に区別されなければならない。

以上より、逆流性食道炎の傷病名のみでのフオイパン錠の投与は認められないとした。

【国保】

## F-7 抗生物質

《平成25年2月1日新規》

《令和元年8月29日更新》

《令和3年2月26日更新》

### 取扱い

投与期間14日以内(増減ありの記載のないもの)と規定されている抗生物質について、原則として14日を超えての投与は認められない。

### 取扱いの根拠

投与期間14日以内(増減ありの記載のないもの)と規定されている抗生物質について、医学的な必要性の明確でない場合の14日を超えての投与は原則として認められない。

### 留意事項

耐性菌の発現等を防ぐため、疾患の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめるとともに、必要に応じて検査を行うこと。



【国保】

## X-1 特別食加算(食事療養費)

《平成27年2月5日新規》

《令和元年8月29日更新》

《令和3年2月26日更新》

### 取扱い

原則として、「肝機能障害」に対する特別食加算の算定は認められない。

### 取扱いの根拠

肝機能障害は、臨床的には原因となっている肝疾患が特定できないか、またはその必要性が低いと判断されるような、軽度の肝障害を意味し、一般的に経過観察とされていることが多い。

したがって、治療食を含めた特別の治療を要しない状態を指しており、特別食加算の算定は認められないとした。